⑶　電気通信関係装置の管理

エラーの発生又は不正行為により電気通信関係装置の不適切な運用が行われないようにするため、電気通信関係装置の管理に際しては厳重な確認を行う等、管理権限がある者以外の者による操作を防止するための措置を講ずること。また、通信に際しては、電気通信関係装置相互の認証を行うこと。

⑷　通信相手相互の認証

国税庁、指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、国税庁サーバ、市区町村サーバ、都道府県サーバ及び指定法人サーバそれぞれの間の通信について、通信相手相互の認証を行うこと。

⑸　データの暗号化

国税庁、指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、国税庁サーバ、市区町村サーバ、都道府県サーバ及び指定法人サーバそれぞれの間の通信について、交換するデータの暗号化を実施すること。

⑹　模擬攻撃の実施

国税庁、指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、必要に応じ、模擬攻撃を実施し、その実施結果に基づき必要な措置を講ずること。

⑺　情報収集等

国税庁、指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、セキュリティ対策に関する情報を収集し、分析を行い、必要な措置を講ずること。

4　端末機操作の管理

⑴　端末機の管理

端末機の取扱いは、当該端末機の管理を行う責任者の指示又は承認を受けた者が行うこと。

⑵　端末機の操作者の認証

ア　端末機の取扱いに際しては、操作者が正当なアクセス権限を有していることを、指定法人及び認定委託先事業者の使用に係るものにあっては操作者識別カード及び暗証番号、生体認証又はこれらと同等以上のものと認められる方法により、国税庁、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体の使用に係るものにあっては暗証番号、生体認証又はこれらと同等以上のものと認められる方法により認証すること。

イ　端末機の操作が一定時間行われなかった場合に、再度操作者の認証を行うよう端末機を設定すること。

⑶　暗証番号等の取扱い

暗証番号及び生体認証の管理及び運用の方法を定め、操作者は当該管理及び運用の方法を遵守すること。

⑷　ファイルに対する利用制限

端末機の操作者ごとに利用可能なファイルを設定する等、ファイルの利用を制限する方法を定めること。

⑸　操作履歴の記録等

国税庁、指定法人及び認定委託先事業者は、国税・地方税連携ネットワークシステムを操作した履歴を記憶媒体に記録し、法令を遵守していることを監査する等、その利用の正当性について確認すること。

⑹　強制的に終了する機能

国税庁、指定法人及び認定委託先事業者は、端末機には、複数回のアクセスの失敗に対して、一時的に使用制限がかかるなど強制的にアクセス操作を終了する機能を設けること。

5　国税庁サーバ、市区町村サーバ、都道府県サーバ及び指定法人サーバの管理

⑴　秘密鍵の厳重な管理

国税庁、指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、国税庁サーバ、市区町村サーバ、都道府県サーバ及び指定法人サーバにおいて、通信相手相互の認証及び送受信するデータの暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。

⑵　他のソフトウェアの作動の制限

国税庁、指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、国税庁サーバ、市区町村サーバ、都道府県サーバ及び指定法人サーバで国税・地方税連携ネットワークシステムの管理及び運用保守並びに国税庁、都道府県及び市町村の資料情報等の相互データ提供の管理及び運用保守に必要なソフトウェア以外のソフトウェアを作動させないよう措置を講ずること。

⑶　記録の消去

国税庁、指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、国税庁サーバ、市区町村サーバ、都道府県サーバ又は指定法人サーバを使用しなくなった場合には、当該機器に係る記憶媒体からファイル及びドキュメントを復元できない形で消去すること。

6　可搬記憶媒体の管理

⑴　持出し及び返却の確認等

ア　可搬記憶媒体の盗難の防止等のため、その保管位置を指定し、持ち出した場合は返却を確認すること。

イ　可搬記憶媒体を廃棄する場合には、消磁、破砕、熔解その他の当該可搬記憶媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となる措置を講ずること。

⑵　不正プログラムの混入防止

可搬記憶媒体への不正プログラムの混入防止のため、必要な措置を講ずること。

7　構成機器及び関連設備等の管理

⑴　管理方法の明確化

ア　国税庁、指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、国税・地方税連携ネットワークシステムに機器を接続するための手続、方法等を定めるとともに、構成機器、関連設備等の管理方法を明確にすること。

イ　利用するハードウェア、ソフトウェア及び可搬記憶媒体の種類、数量等を体系的かつ一元的に記録管理し、現況と一致させること。また、この記録管理された内容を、必要に応じて関係職員に周知し、管理しているハードウェア、ソフトウェア又は可搬記憶媒体以外のものを使用しないこと。

⑵　保守の実施

国税・地方税連携ネットワークシステムの構成機器及び関連設備の保守を定期に又は随時に、実施すること。また、保守の実施に当たっては、エラーの発生及び不正行為を防止し、データを保護するため、必要な措置を講ずること。

⑶　稼働状況の監視

国税庁、指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、それぞれ分担して、国税庁サーバ、市区町村サーバ、都道府県サーバ、指定法人サーバ及び電気通信関係機器の稼働状況を監視し、必要に応じ対策を実施すること。

⑷　不正プログラムの混入防止等

国税・地方税連携ネットワークシステムにコンピュータウイルス等の不正プログラムが混入されていないかどうかを監視する措置を講じ、混入されていた場合には駆除する措置を講ずること。また、コンピュータウイルス等の不正プログラムが発見された場合の必要な措置を定め、国税・地方税連携ネットワークシステムを運用保守又は利用する職員に周知すること。